



Title	金剛寺の法会と音楽：所蔵楽譜をめぐって
Author(s)	中原, 香苗
Citation	詞林. 2025, 77, p. 15-30
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/100772
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

金剛寺の法会と音楽

—所蔵楽譜をめぐつて—

中原 香苗

はじめに

大阪府河内長野市の天野山金剛寺には、多数の貴重な資料が所蔵されている。それらの資料は、『天野山金剛寺善本叢刊』に収められている。そのうちには音楽に関する資料も存し、同叢刊の『第二期第三卷 儀礼・音楽』に収載されている。

こうした資料のうちに、金剛寺の法会と音楽との関わりを示す楽譜が存在する。法会での演奏に用いられたと思われる笙・龍笛・簞篥の管楽器の楽譜である。これらは、金剛寺での法会と音楽演奏との関わりを考えるのに重要なものといえる。この三者と金剛寺の法会については、すでに述べたことがある。⁽²⁾ そのうちの笙の楽譜『笙譜・金剛寺樂次第』は、前半に笙の楽譜を記し、後半に金剛寺での音楽演奏に関わる記述をもつ興味深い資料である。金剛寺の子院摩尼院には、これと同じく、笙の楽譜及び金剛寺の法会と音楽と

一 金剛寺所蔵の楽譜

こんにち雅楽といわれる音楽演奏には、管絃演奏には笙・龍笛・簞篥の管楽器三管、琵琶・箏の絃楽器、鞨鼓・太鼓といつた打物が用いられる。金剛寺には、これらの楽器のうち笙・横笛・簞篥の楽譜が所蔵されている。

金剛寺所蔵の『笙譜・金剛寺樂次第』(三七一八四)、『笛譜』(二九一四五)、『簞篥譜』(三七一七一、二〇一一九九)⁽³⁾ の笙・龍笛・簞篥の楽譜は、楽譜部分の構成が同じで収録曲もほぼ一致しており、密接な関連がうかがわれる。

の関わりについて記した資料が所蔵されている。

本稿では、金剛寺蔵の三種の楽譜について改めて検討し、摩尼院所蔵の楽譜を紹介するとともに、これらの楽譜、とくに『笙譜・金剛寺樂次第』との関係について検討する。そのなかで、金剛寺の法会と音楽との関係にも説き及びたいと考える。

ここで、各楽譜の簡略な構成をあげ、内容を概観しておく。

（1）『「笙譜・金剛寺樂次第」の末尾には、元禄十二年（一六九九）に「海琳」が書写したとの奥書がある。

金剛寺第五四代学頭となつた人物で、弥勒院に住し、延宝八年（一六八〇）に生まれ、延享二年（一七四五）に没している。

海琳は、海琳が二〇歳の折に書写したものである。以降、本資料を元禄本『笙譜』と略称する。

構成は、以下の通りである。

『樂譜』

平調 盤涉 黃鐘調 壱越

平調々律（朱）壹 盤涉調律（朱）黃

「一 正月堂、音取。後夜導師ノ三力ノ金ノ後（笙譜）……」

金剛寺樂次第

（書写奥書）

笙笛竹別名

前半の楽譜部分は、洋楽でのハ長調などにあたる各楽曲の属する調子によつて分類され、平調（九曲）、盤涉調（八曲）、

黄鐘調（七曲）、壱（壹）越調（九曲）の合わせて三三曲の楽譜が載せられている。

笙は、普通にはいくつかの音を同時に鳴らす「合竹」という奏法で演奏されるが、楽譜は、この笙の合竹の名を用いて記されている。

その後に記されている。そのあとに「平調々律

（朱）壹「盤涉調律（朱）黃」、「正月堂、音取」に始まる項目、「金剛寺樂次第」、笙を構成する十七管の竹の名を記した「笙笛竹別名」、合竹の一覧表の「笙合竹」となつてゐる。

（2）『「笛譜」』には、天正十六年（一五八八）に「右筆良快」が淨書したとの書写奥書（奥書①）、第三五代学頭の海

専（？）一（一六二六）による朱筆書き入れ（奥書②）が存し、天明七年（一七八七）の書写識語（書写者不明、奥書③）、文政九年（一八二六）「海雄」との年紀（奥書④）も見える。なお、奥書④は、本書の末尾に記される奥書③の前の空白部分に書き入れられている。

構成は、以下の通りである。

『樂譜』

（平調） 盤涉調子 黃鐘調子 壱越調子

（奥書①） 倍脰

平調付物

盤涉付物 黃鐘調付物 壱越調付物

平調ネトリ

盤涉調ネトリ 黃鐘調ネトリ 壱越

調ネトリ

（朱筆書入） 奥書②

一越調 賀殿急

（奥書④）（奥書③）

天正十六年の奥書①までに平調（七曲）、盤涉調（七曲）、

黄鐘調（七曲）、壱（壹）越調（七曲）の二八曲の楽譜が載せられ、奥書①のあとに「倍臚」、奥書④の直前に「賀殿急」の二曲が記され、合わせて三〇曲の楽譜が収められている。樂譜のあとには、「平調付物」「盤渉付物」など、朗詠などの声楽曲の伴奏である「付物」、加えて、「平調」や「盤渉調」などの、曲が始まる前に奏される小曲である各調子の「ネット」（音取）の楽譜が記されている。

(3) 『簾簾譜』は、室町時代中期以降の書写と思われるもので、「三〇一—九九」と「三七一七一」は別々に保管されていたが、同筆で法量もほぼ一致し、ツレと判断される。丁付が「三〇一—九九」と「三七一七一」の順に九丁（二五丁）で連続しており、「三七一七一」の末尾に「簾簾本」とあるので、本楽譜は、冒頭八丁分を欠くものの、九丁以降末尾までが現存している。

構成は、以下の通りである。

(前欠) 三之帖 蘇香 五之帖 越殿樂 千秋樂
黄鐘 音取 同調子
壹越 清海波

冒頭部分の六曲は属する調子が不明だが、(1) (2) を参考すると、盤渉調の曲と思われる。次に黄鐘（七曲）、壱（壹）越（九曲）の一二曲が残存する。楽曲演奏の前に奏される「音取」（黄鐘調）「調子」（黄鐘調・壹越調）の曲を載せるという特徴がある。

続いて、三者の関係について述べる。(1) 元禄本『笙譜』は、三者のなかでもつとも多い三三曲の楽譜を載せる。(2) 『笛譜』はそれより三曲少ない三〇曲、(3) 『簾簾譜』は前半部を欠くため、十一曲少ない二二曲となっている。

(1) と (2) は、(2) 「盤渉調子」の「白住」（傍点は筆者、以下同じ）が「白柱」、同じく「三枯」が(3) 現存部分冒頭の「三之帖」の「帖」を誤ったとし、(1) の「三条」と同曲とみなすと、(1) と掲載順までが一致している。

(1) と (3) では、(1) 盤渉調の「三条」と(3) 「三之帖」、同じく盤渉「五条」と、(3) 「五之帖」が同一の曲であるとすれば、両者で掲載順は若干異なっているものの、(3) の収録曲は、すべて(1) に見える。三者は収録曲が重なり、掲載順も同じであるものが多いことから、深い関わりのあることが知られる。

樂譜の曲名部分には注記があるが、たとえば盤渉調の「千秋樂」での三者の注記は、次に掲出したように、ほぼ一致しているといえる。

(1) 〔笙譜〕 千秋樂八拍子、下札用之。
(2) 〔笛譜〕 千秋樂 下札 八拍子大鼓八
(3) 〔簾簾譜〕 千秋樂 八拍子 下札 (二〇一—九九)
この注記は、盤渉調の「千秋樂」が「下札」で奏されるこ

とを示すと推される。これを、（1）『〔笙譜〕』後半の「金剛寺樂次第」で見ると、「一 正月堂七日ノ間、……」という項目に、次の引用で傍線を付したように、

後夜導師登礼ハ央宮樂、同下礼、千秋樂。

との記述を見出せる。右の記述は、正月の法会（恐らくは修正会）の後夜導師作法の「下礼」、すなわち導師が礼盤を降りる際の樂として「千秋樂」を演奏することを示している。すると、先に見た三者での「千秋樂」の注記は、法会の作法中での導師の「下礼」の際に、盤渉調の「千秋樂」を演奏することを意味しているといえる。

つまり、三者の樂曲に見られる注記は、各樂曲が金剛寺で行われる法会のどの場面で奏されるべきかの注記であることがわかる。なお、年紀の明らかなものではもつとも古い

（2）『〔笛譜〕』にこの記述が見えることから、奥書に記される室町時代末の天正十六年（一五八八）には、法会の作法の伴奏として樂曲が奏されていたことが知られる。金剛寺で一年間に行われる音楽をともなつた法会は、（1）元禄本『〔笙譜〕』の「金剛寺樂次第」に記されている。次節では、これをもとに、金剛寺で行われていた音楽、（1）（3）の樂譜との関連について述べる。

二 金剛寺の音樂をともなう法会と樂譜

本節では、金剛寺で行われていた一年間の音樂をともなう

法会をあげた「金剛寺樂次第」をもち、前節の（1）（3）の中で、もつとも多くの曲を載せる元禄本『〔笙譜〕』をもとに、金剛寺で催行されていた法会と音樂との関係について検討する。

以下に、『〔笙譜〕』の樂曲部分を含めた構成をあげる。前半の笙譜は曲名とそこに付された注記のみをあげ、後半の「金剛寺樂次第」（以下「樂次第」）は全文を引用する。樂曲名には通し番号、一つ書きの項目にはa・A・Jと付し、樂譜は省略した。

・元禄本『〔笙譜〕』構成表

『笙譜』

平調

- | | | | |
|----|--------------|----|-----------------|
| 10 | 採桑老只拍子、用登礼。 | 11 | 白柱新樂、拍子九、或十。秘説。 |
| 12 | 三条拍子廿六、由利拍子。 | 13 | 蘇合急拍子二十、由利拍子。 |
| 14 | 越殿樂拍子十二、新樂。 | 15 | 青海波拍子十二、 |
- 盤渉

- 新樂、退出。 16 千秋樂八拍子、下札用之。 17 五条拍
子廿三。
- 黃鐘調
18 央宮樂只拍子、登札用之。 19 海青樂脇。 20 蘇
合急拍子廿、由利拍子。 21 鳥急三十二相讀數二八二反用之。
22 散金打毬樂三十二相二六反用之。 23 拾翠樂急
24 千秋樂下札用之。
- 壹越
25 廻坏樂只拍子、登札用之。 26 十天樂由利拍子。
27 胡飲酒四拍子物。 28 遷陵賓急常二八鳥急ト云。
29 武德樂 30 陵王破 31 酒胡子下札用之。
32 北庭樂八拍子物。 33 賀殿急四拍子物。
- 平調々律 (朱壹)
盤涉調律 (朱) 黃
- a
一 正月堂、音取。後夜導師ノ三力ノ金ノ後 (笙譜) 次、
散念誦、數珠摺_{テニ}笙笛音取 (笙譜) 菩薩_テ音取ト云
金剛寺樂次第
一 正月堂七日ノ間、22 打毬樂六反吹。五反目ヨリカツ
コ上ル。同大コ上ル。カケハチ口伝アリ。初一反ハノベ
習アリ。調律。初夜導師ノ登札ハ1慶雲樂、同下札、16 千秋樂。
7 鶏德樂。後夜導師登札ハ18 央宮樂、同下札、16 千秋樂。
次ノ日ハ19 海青樂ト打カヘニ吹。讚歎ニハ、初中後、
21 鳥急二反吹。牛玉加持ニハ、23 拾翠樂二反吹。中後

ニ8陪臍アリ。

- | | J | I | H | G | F | E | D | C | B |
|-------|---|---|--|--|--|--|--|---|---|
| 笙笛竹別名 | 一 同十四日、三宝院ニテ往生講、壹越。 25 廻坏樂、
7 鶏德樂。 32 北庭樂、30 羅陵破、31 酒胡子。
(書写奥書) | 一 同十四日、三宝院ニテ往生講、壹越。 25 廻坏樂、
7 鶏德樂。 32 北庭樂、33 加殿 ⁽⁸⁾ 、27 胡飲酒、28 鳥急、29 武德樂、
30 羅陵破、31 酒胡子。 19 海青樂、22 打 | 一 六月七日、金堂ニテ弁才天講。盤涉。次第前二同。
一 七月七日、御社拝殿ニテ平調。1慶雲樂、2甘州、
9 五常樂破、4三台急、5林歌、8倍臍、6皇臺、
7 鶏德樂。 | 一 四月十六日、下里明神講、盤涉。次第前二同。
一 六月七日、金堂ニテ弁才天講。盤涉。次第前二同。 | 一 同廿一日、三宝院ニテ伝供ノ樂二八 26 十天樂吹。反吹。
兩導師登札、25 廻坏樂。三礼導師登札、27 胡飲酒。同
下札、32 北庭樂。兩導師下札、28 鳥急。退出、30 羅陵
破。 | 一 二月十五日、盤涉。10 採桑老、11 白柱、12 三條、
13 蘇香急、17 五条、14 越殿樂、15 青海波、16 千秋樂。 | 一 同三日、御社拝殿ニテ黃鐘。18 央宮樂、19 海青樂、
21 鳥急、22 打毬樂、23 拾翠樂、24 千秋樂。 | | |
| 笙合竹 | | | | | | | | | |

「樂次第」に一つ書きで立項されたA～Jが、元禄本が記された当時に金剛寺で行わっていた音楽をともなつた行事であろう。これらについては、後にふれる。

「樂次第」に列挙された曲と、前半の樂譜とを比較すると、「樂次第」には、前半の樂譜収載曲のうち、3「五常樂」を除く三三「曲が見えてる。樂譜と「樂次第」の間に配される「平調々律（朱）壹」「盤渉調律（朱）黄」についても、Aの記事中に「調律」として見出せる。

つまり、前半部分と後半の「樂次第」は、明確に対応しているといえる。換言すれば、本資料の前半部分には、後半の金剛寺での法会での演奏に必要な曲が集められていると考えられる。そうすると、元禄本『（笙譜）』は、金剛寺の法会での奏楽に備えて編まれたと考へてよいのではないか。

前節で述べたように、『笛譜』『（簾築譜）』の樂譜部分、及び調子による分類や収載曲は元禄本『（笙譜）』と一致し、法会のどの場面で演奏するかといった同様の注記をもつことから、両者も『（笙譜）』と同じ目的で作られたものと考えられる。

加えて、これらの樂譜には、雅樂の六調子である壱越調・

平調・双調・黄鐘調・盤渉調・太食調のうち、「樂次第」に見える樂曲が属する平調・盤渉調・黄鐘調・壱越調の四つの調子のみで、残りの双調・太食調の曲はない。この二つの調子の曲がないのは、金剛寺の法会での演奏に不要だったから

と考えられる。すると、この点もまた、これらの樂譜が金剛寺の法会で必要な調子・樂曲を集めたものと考える証左となる。

こうしたことからすれば、金剛寺では、法会での演奏に必要な樂曲の樂譜が、笙・龍笛・簾築の三管の管樂器すべてで作られていたことになる。

ところで、金剛寺の子院摩尼院にも、前半に樂譜、後半に金剛寺の法会に関する記述をもつ、元禄本『（笙譜）』と同種の樂譜が存する。次節では、これについて検討する。

三 摩尼院藏『（笙譜・樂次第）』

金剛寺の子院摩尼院には、『（笙譜・樂次第）』（一七一三四）が存する。

以下に書誌を記す。

折本一帖。法量、一八・四糢×一〇・五糢。墨付二九丁。外題、内題なし。巻末に朱筆で以下の書写奥書が記される。

寛永十年卯月廿四日

朝鑄印

文化七年六月廿四日、右以本書写畢。¹⁰

これによれば、本書は寛永十年（一六三三）に「朝鑄」が記したものを、文化七年（一八一〇）に書写したものであることがわかる。朝鑄は、金剛寺の第四四代学頭であり、満藏院に住し、慶長九年（一六〇四）に生まれ、元禄三年（一六

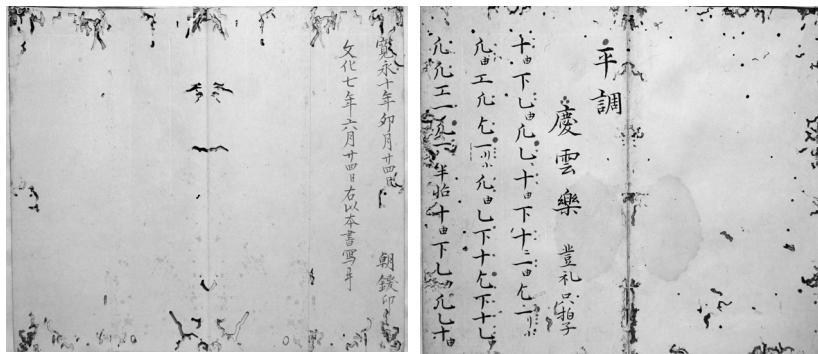


図2 末尾部分

図1 冒頭部分

九〇）に没した人物である。⁽¹⁾本書を書写した寛永十年には、三〇歳であった。以下、本資料を寛永本『(笙譜)』とする。本楽譜には、「央宮樂」とすべきところを「失空樂」(二七才)とするなど、明らかな誤写が見られる。雅樂についての正確な知識を有していれば、こうした誤りは生じにくいので、恐らくは文化七年の書写は、音楽の素養が十分でない人物によつてなされたと推される。

構成は、以下の通りである。

・寛永本『(笙譜)』構成表

* 楽曲名には通し番号、一つ書きの項目などにはa～mと付し、楽譜は省略した。□で示したのは、前半の楽譜部分には見えない楽曲である。

『笙譜』

平調

- ① 慶雲樂 (登) 札 只拍子。 ② 甘州 カケ吹、由利拍子。
- ③ 五常樂 八拍子、カケ吹。 ④ 鶴徳 両四拍子。 ⑤ 倍
臚 只拍子。
- 盤渉
- ⑥ 白柱 両八拍子。 ⑦ 三帖 ⑧ 越殿樂 両四拍子。
- ⑨ 央宮樂 只拍子。 ⑩ 海青樂 八拍子。 ⑪ 蘇香急 四拍子、カケ吹。
- ⑫ 鳥急 片八拍子、カケ吹。 ⑬ 散金打

- a
- 毬樂八拍子。 (14) 十翠樂四拍子。 (15) 千秋樂八拍子。
- 壹越
- 16) 廻坏樂只拍子。 (17) 十天樂由利、八拍子。 (口ノ切奥ノ
切ニカケバチアリ) (18) 胡飲酒片四拍子。 (19) 鳥之
急片八拍子、カケ吹。
- 破片八拍子、カケ吹。
- 急四拍子。
- 平調々子 大音取 (又云三四切ノ音取ト) / 又云一ノ音取
ト)
- 盤涉調 大音取 菩薩音取同。
- 黄鐘調 大音取 菩薩音取同。
- 一越調 大音取 菩薩音取同。
- 付物伽陀朗詠共 (第三句ヨリ付之)。
- 平調甲ノ音ハ (笙譜) 乙ノ音ハ (笙譜)、ユリ上ハ (笙譜)
ユリ下ハ (笙譜) 乙ノ音ハ (笙譜)、ユリ上ハ (笙譜)
盤涉甲音ハ (笙譜) 乙ノ音ハ (笙譜)、ユリ上ハ (笙譜)
ユリ下ハ (笙譜) 乙ノ音ハ (笙譜)、ユリ上ハ (笙譜)
黄調甲音ハ (笙譜) 乙ノ音ハ (笙譜)、ユリ上ハ (笙譜)
ユリ下ハ (笙譜) 乙ノ音ハ (笙譜)、ユリ上ハ (笙譜)
- b
- ノ衆ハ前讃ノ中鉢ノ時直ル。余ノ衆ハ終ノ鉢ノ時直ル也。
- 一 笙笛ノ面竹ヲナラス事、初平調ノ々子吹出ントスル時、
(笙譜) 次ニ杖引ノ後、廻向ノ金ノ次ニ (笙譜)、次ニ黄
鐘調ノ々子吹出ントスル時 (笙譜)。
- c
- 一 正月堂、音取。後夜導師ノ三力ノ金ノ後 (笙譜)。次
簾築音取、次横笛音取、次拍掌ノ後琵琶、次振鈴ノ後、等。
次、散念誦、珠数摺テニ笙笛音取 (笙譜)。
- d
- 一 正月堂、初夜導師ニハ評調。登礼ニハ①慶雲樂、下
礼ニハ④鶏德樂。後夜導師、黄鐘。登礼ニハ⑨失空樂、下
礼ニハ⑮千秋樂、二日ニハ⑩海青樂)。e 正月
三日ニ明神講。黄鐘。三十二相ニハ⑬打毬樂。初中後
讃咲アリ。四日七日ニ⑤倍臚、生玉導師ニ⑭十翠樂二反。
五段メニ吹。
- f
- 一 二月十五日ニ、涅槃講。盤涉。 あ五常樂、登礼ヨリ
一 三月三日、明神講。黄鐘。h 同廿一日、テンクノ間、
(17)十天樂。兩導師 (登礼ニハ⑯廻、下礼ニハ⑯鳥)。三
禮導師 (登礼ニハ⑯胡飲酒、下礼ニハい北庭)。退出、
(21)陵破。
- g
- 一 四月十四日ヨリ舍利講アリ。j 同十六日、明神講、
黄鐘。k 六月七日ニ盤涉。う五常樂、登礼ヨリ五段メニアリ。
ユリ下ハ (笙譜) 乙ノ音ハ (笙譜)、ユリ上ハ (笙譜)
- 一 正月堂、管絃者ノ座席へ我カ本座ヨリ直事、初メ例時
ノ錫杖ノ三世諸仏ノ時ト杖引ノ後ト。次ニ、其夜ノ音取
- m i
- 一 同十四日、往生講。壹越。 (17)十天樂ノ次ニ (23)賀殿、
(20)武德樂、次い北庭樂。 (朱) 近來 (18)胡飲ノ次ニ (23)賀

殿ヲ用。可尋。」
合竹

前半の笙譜部分には、平調（五曲）、盤渉調（三曲）、黃鐘調（七曲）、壱（壹）越調（八曲）の合わせて二三曲の楽譜が記されている。

樂譜の後には、樂曲演奏の前に奏される「調子」という曲が、平調・盤渉調・黃鐘調・壱（一）越調の順で記されており、「調子」の樂譜の前には、各調子ともに「大音取」として、二行分程度の樂譜が記されている。

ついで声明で唱えられる「伽陀」、朗詠などのいわゆる謡物でどの部分から演奏するかについての記事、各調子での「甲音」「乙ノ音」「ユリ上」「ユリ下」の樂譜が載せられている。統いて、a～mまでの項目が記される。d以降に、正月から七月までの法会での音楽演奏についての記事が記される。構成表のd以降の樂曲に番号を付したように、前半の樂譜と後半の法会で奏される樂譜とは、関連が見られる。たとえば樂譜冒頭の①「慶雲樂」に付された注記には、

平調／慶雲樂（一）札 只拍子^{（12）}

とある。右の「（一）札」の判読不能字は恐らく「登」で、導師が礼盤に登る際の「登札」に演奏する曲であることを示している。この曲は、後半のdに、

正月堂、初夜導師ニハ評（平）調。登札ニハ慶雲樂

と見える。すると、樂譜に付された注記は、この曲が法会のどの場面で奏されるべきかを示していることになり、①「慶雲樂」に関しては、前半の樂曲注記と後半の法会に関する記事とは運動しているといえる。

そこで、前半の『笙譜』と後半の記述との関連を調べるために、兩者を比較すると、『笙譜』に収載される曲のうち、後半部分に見えないのは、平調（2）（3）、盤渉調すべて（6）～（8）、黃鐘調（11）（12）、壱越調（22）の合わせて八曲で、『笙譜』に掲載される二三曲の三分の一に及ぶ。一方で、d～mにあげられている法会で演奏されるのべ二三曲のうち、四角で囲んだあ（一）の四曲は、前半の樂譜に見えない。

また、①「慶雲樂」に存する法会のどの場面で樂曲を奏するかについての注記は他の曲ではなく、（13）「散金打毬樂」に「正月三十二相時、此ヨリ付」、（19）「鳥之急」に「三月廿一日用ユ」といった朱注が樂譜中でなされるのみである。

樂曲には、「両四拍子」（8）「越殿樂」、「片八拍子」（12）「鳥急」などの注記が存するが、「両」「片」などの表現は、他の三種の樂譜には見えないものである。

樂譜と後半部分の比較からすると、寛永本では、前半の『笙譜』と後半の法会での演奏との対応は、さほど意識されていないようである。この点、前半の『笙譜』と後半の「樂次第」がほぼ対応している元禄本『笙譜』とは対照的である。

寛永本『笙譜』は、前半に笙譜、後半に法会関連の記事事

を載せる、という元禄本と同様の構成をもちながらも、叙述の方法には相違がみられるのである。そうした点に留意しつつ、次節で両者を比較することにする。

四 寛永本『笙譜』と元禄本『笙譜』

寛永本『(笙譜)』と元禄本『(笙譜)』の叙述を比較するに際し、両者の構成を改めて確認しておこう。

両者はともに、前半部分に調子ごとに分類した笙譜を載せている。寛永本は、そのあとに各調子の前奏曲「音取」と「調子」を記し、続いて「伽陀」や朗詠についての付物についての項目、各調子の「甲音」「乙ノ音」などを記した後に、a(m)の項目を掲出し、最後に「合竹」の一覧を載せている。笙を演奏する際の「音取」と「調子」を記している点では、第二節でふれた、「音取」を載せる『笛譜』や、「音取」と「調子」を載せる『簞築譜』に近い。

元禄本では、樂譜に統いて「調律」を記し、aの項目の後に「金剛寺樂次第」と題して、A～Jの項目を記し、「笙笛竹別名」「笙合竹」を載せる。

一つ書きで記されるa～m、A～Jの項目を比較すると、寛永本のa・b・iが元禄本に見えず、元禄本のJは寛永本にはない。残りの項目は、寛永本c～元禄本a、d～A、e～B、f～C、g～D、h～E、k～G、i～Hという形で対応している。

寛永本d～m、元禄本A～Jは、金剛寺での音楽演奏をとまなう行事を示しており、これらの項目の記述により、金剛寺で行われていた法会等が知られる。これまで元禄本しか知られていないかつたため、そこに行事名などが示されていない場合には、日付などから類推するしかなかつたが、寛永本に行事名が明記されている場合は、行事名を確定することが可能になつた。

そこで、寛永本と元禄本の項目の記述を合わせて、可能な限り根拠を明確にしたうえで、両者により知られる金剛寺で行われていた音楽演奏をともなう行事を概観する。

正月一日から七日は、寛永本dに「正月堂」とあり、その項目中に「元日」「二日」「四日七日」とあって、元禄本Aに「正月堂、七日ノ間」とあるので、修正会が行われていたと見られる。

正月三日については、元禄本Bに「御社拝殿ニテ黄鐘」とある。「御社」とは金剛寺の鎮守社の丹生高野明神社を指し、その「拝殿」つまり神前での法楽が行われたのであろう。それは「明神講」(寛永本e)と呼ばれていたようだ。「明神講」は、「三月三日」(寛永本g・元禄本D)、「四月十六日」(寛永本j)にも行われている。七月七日にも「御社拝殿」(元禄本H)とあることから、この日にも鎮守社での法楽がなされていたのであろう。「黄鐘」は、黄鐘調に属する樂曲を演奏することを示す。

祝迦入滅の日である二月十五日には、「涅槃講」（寛永本f）が行われていた。

三月二一日には寛永本・元禄本とともに行事名はないが、この日は弘法大師が高野山奥の院に入定した日であるので、大師の遺徳をしのぶ「御影供」が催行されたのである。

四月十四日からは「舍利講」（寛永本i）が行われている。四月十六日には、寛永本jでは「明神講。黄鐘」、元禄本

Fでは「下里明神講。盤渉」と記されている。寛永本では「黄鐘」、元禄本では「盤渉」とあって、演奏に用いられる調子が異なるので、両者は別行事を示していると思われる。寛永本の記述は、正月三日、三月三日と同じく、鎮守社神前での「明神講」であろう。

元禄本に見える「下里」は、金剛寺のある天野山村の北に接する下里村である。元禄本Fの記事は、金剛寺僧がそこで明神講を行つたことを示していよう。下里村には祭神を国津大明神・丹生大明神・高野大明神・稻荷大明神とする「四社大明神」があつたことが知られ、現在下里町に存する青賀原神社がこれに相当すると思われる。同日に別行事が行わっていたのか、あるいは寛永本から元禄本にいたる七〇年弱の間に、鎮守社での明神講から下里村での明神講に変わつたものか、いずれとも決しがたい。

六月七日には、金堂での弁才天講（元禄本G）、七月十四日には、寺内三宝院（元禄本I）で往生講（寛永本m・元禄

本D）が行われている。

年末の十二月二五日には、年始の修正会で演奏する楽曲の「ケイコ」（元禄本J）が行われたものと思われる。

このうち、正月三日、三月三日の「明神講」、二月十五日の「涅槃講」は、寛永本によつて行事名が確定できる。奏楽はないものの、四月十六日から「舍利講」が行われていたことも、寛永本により判明する。

両者の記述を比較すると、寛永本のe・h・j・kが、立項されることなく前項の記事に続けて記されているのに対し、元禄本ではこれと対応するB・E・F・Gは、すべて日付ごとに立項されており、寛永本よりも整理された形になつている。

寛永本hでは、弘法大師の御影供における導師の登札・下札の曲名を省略し、それぞれ「廻〔¹⁶廻坏樂〕の略」「鳥〔¹⁹鳥之急〕の略」と冒頭の一字のみで示している。

また、次に七月七日の記事を掲出したように、寛永本と元禄本では、行事で演奏する曲目の書き方に相違が見られる。

・寛永本I

一 七月七日、平調。五常樂破、倍臘アリ。

・元禄本H

一 七月七日、御社拝殿ニテ平調。慶雲樂、甘州、五常

樂破、三台急、林歌、倍臘、皇鑿、鶴徳樂。

寛永本Iでは、七月七日の奏楽には「平調」での奏楽がな

されることを記したうえで、演奏曲中に「五常樂破」、「倍臘」の二曲があることのみを記している。元禄本によれば、この

日は八曲が演奏されることになっている。寛永本の段階でも同様の奏楽が行われていたとする、そのうちの二曲のみに言及する一の叙述は、演奏曲中に両曲が存在することに留意した記述と考えることができる。すると、寛永本では当日の演奏にあたっての留意点、すなわち、その日の行事での演奏曲中に当該曲が含まれていることを、いわば「心覚え」的に記しているとみなせよう。

こうした傾向は、e・g・jの「明神講」で、「黄鐘」とあるのみで演奏曲への言及はないなど、dの修正会、hの御影供を除く他の行事でも見られる。

一方の元禄本は、日付、行事、演奏に用いる調子、演奏曲全曲を記しており、法会にともなう樂の「次第」としての体裁を整えたものとなっている。

これまでの検討をふまえて、両者の性質について考えてみる。寛永本は、『笙譜』、笙の演奏に用いる「音取」と「調子」、一つ書きの項目、という構成になつていて。一つ書きの項目のうち、d・mの法会での音楽演奏に関わる部分は、前半の『笙譜』とは、それほど関連はみられないことを述べた。

元禄本との比較のため、便宜上、d・mをひとまとまりのものととらえたが、一つ書きの項目はaから始まっており、寛永本全体ではa・mがまとまりをもつたものとして記述さ

れていると考えた方がよいのではないか。

a・mの内容は、a・cでは笙の奏楽にまつわる項目、d・mでは、法会と関連して、それが行われる日付、「平調」「盤渉」などのそこで用いられる調子や、おおよその演奏曲、奏楽にあたつての留意点などが記されているとみなせる。d以降でのこうした記述は、それらが法会などでの演奏にあたつての「心覚え」、いわば備忘録的な性質を有していることを示しているよう。

元禄本は、後半部分を「金剛寺樂次第」と題し、それ以降で金剛寺の法会などでの奏楽について述べており、前半部分と後半部分とを明確に区別している。そして、前半部分と後半部分の記述とは、ほぼ対応している。「樂次第」では、行事ごとに立項するなど記述が整理されており、項目中には、日付とその日に用いる調子、演奏曲すべてが書かれている。こうしたことから、元禄本における「樂次第」は、金剛寺で催行される法会などで演奏される「樂」の「次第」として十分に機能するものとなつていてといえる。そう考えれば、元禄本は金剛寺の法会などでの整えられた「次第」を備え、それら法会で奏される樂曲を具備したものとして、整備されたものと考えられよう。

ここで、両者の関係について考えるために、元禄本で「樂次第」の前に記されているaと、それと対応する寛永本cの記述とを比較すると、次にあげたように、元禄本の記述は、

寛永本の傍線部を除いたものであることがわかる。

・寛永本C

一 正月堂、音取。後夜導師ノ三力ノ金ノ後（笙譜）。次笙

篥音取、次横笛音取、次拍掌ノ後琵琶、次振鈴ノ後、等。

次、散念誦、珠数摺テニ笙笛音取。（笙譜）

・元禄本a

一 正月堂、音取。後夜導師ノ三力ノ金ノ後（笙譜）。次、

散念誦、数珠摺テニ笙笛音取。（笙譜）菩薩ノ音取ト云。

これは、「正月堂」での法会、すなわち修正会において、

法会でどのように音取が演奏されるかを示した記事である。寛永本では、修正会の作法のうち、後夜導師が「三力偈」で金を打ち鳴らした後に笙の音取を奏し、その後、簾篥、横笛の音取が奏され、その後に琵琶、筝が加わる、という、演奏

に参加する楽器が、どのような順序で加わるかを具体的に記している。

元禄本は、後夜導師の後に笙の音取が奏され、法会の本尊

の真言を唱える「散念誦」の後に笙の音取を吹く、という、笙に関する記述のみになつており、末尾にこの音取を「菩薩

ノ音取」と呼ぶとある。つまり、元禄本aの記事は、寛永Cのような記述から、笙に直接関わる部分のみを抽出し、末

ておきたい。

ところで、寛永本から知られることとして注目したいのが、次に引く寛永本のみにあるaの記事である。

一 正月堂、管絃者ノ座席へ我カ本座ヨリ直事、初メ例時ノ錫杖ノ三世諸仏ノ時ト杖引ノ後ト。次ニ、其夜ノ音取ノ衆ハ前讃ノ中鉢ノ時直ル。余ノ衆ハ終ノ鉢ノ時直ル也。

この記事は、「正月堂」すなわち修正会での「管絃者ノ座席へ我カ本座ヨリ直事」を述べている。「管絃者」は、法会で事の比較からは、寛永本から元禄本への直接関係を想定でき

る。しかしながら、引用箇所で省略した二箇所に記される笙の楽譜は、両者で異なつていて、

また、「菩薩ノ音取」は、寛永本「黄鐘調」の「大音取」に「菩薩音取同」と見えるが、これと元禄本aに見える楽譜はまったく異なる。さらに、楽譜部分でも、寛永本に見られる「両四拍子」、「片八拍子」などの注記が元禄本にはまったく見えず、楽譜そのものも、まったく同一であるといえるものはほとんどない。

樂曲の演奏を担う者を指し、彼らが「本座」、おそらくは法会の職衆として参加している場所から、樂器演奏をする「管絃者ノ座席」へと「直ル」という、移動すべきタイミングを記したものと考えられる。

具体的には、この項目は、「管絃者」は、例時（朝か夕の勤行か）で唱えられる声明曲「三条錫杖」の「三世諸仏」という句の時と、「杖引」¹⁶の後に、「本座」から管絃者の座席へ移動し、また、その夜の「音取ノ衆」、つまり樂曲の前に演奏される音取を受け持つ各楽器の第一奏者は、「前讃」の中ほどに、その他の奏者は曲の終わり頃に移動する、といったことを説明していると解される。

金剛寺での音楽演奏は、寺僧が担つていたと思われ、音楽演奏を行う僧は、修正会や御影供での請定状などでは、「管絃用僧」として招集されている。また、「曼荼羅供」などの臨時の大法会では、「樂衆」とよばれる樂器奏者の集団が招集されている。¹⁸

これと、寛永本^aの記述を併せ考えると、それら「管絃者」または「管絃用僧」、「樂衆」は、法会に職衆として参加しつつ、法会中に「本座」から「管絃者ノ座席」へと移動する、つまり法会の参加者と管絃演奏を兼務していた存在だったことがうかがわれる。

これまで、金剛寺において管絃の奏者が法会とどのように関わっていたのかは判然としなかつたが、寛永本「〔笙譜〕」

のoの記述により、彼らは、法会において職衆として参加しながら、適切なタイミングでその場から管絃の座へ移動して、音楽演奏を行っていたと推察される。

ここまで検討で、寛永本「〔笙譜〕」と元禄本「〔笙譜〕」との相違が浮き彫りになった。寛永本は、前半に笙譜、次に笙の演奏に必要な調子、その後に一つ書きで笙に関する事柄を記している。後半に存する金剛寺の法会と音楽演奏についての記事は、笙の演奏に関する記事に続き、それまでの記事とひとつながらのものとして叙述され、前半の笙譜とのつながりは、それほど意識されていないと認められる。

元禄本では、前半の笙譜と「金剛寺樂次第」と題された後半の記事とが区別され、前半の樂譜と後半の法会の記事での奏楽との対応が明確に意識されている。元禄本は、こうした整然とした構成をもつており、いうならば金剛寺での法会と、そこで演奏に用いられる樂曲を記したものとしての、完成形を示しているともみなせよう。

おわりに

本稿では、金剛寺に藏される樂譜をとりあげ、それをもとに金剛寺での法会と音楽との関わりについて述べ、金剛寺では、法会での音楽演奏に備え、演奏に用いる笙・龍笛・簞篥の三管の樂譜が編まれていたことを確認した。特に元禄本「〔笙譜〕」では、法会で演奏される樂曲と、法会での「樂次第」

とが対応する、整った構成をもつてることを指摘した。

える一助になれば幸いである。

これらに加え、金剛寺の子院摩尼院に所蔵される、寛永書写との奥書をもつ『笙譜』を検討した。元禄本『笙譜』の六六年前に記された本楽譜は、前半が笙の楽譜で、後半は金剛寺での音楽をともなう法会などをあげるという、元禄本と同様の構成をもつていて。だが、寛永本の後半の記述は、法会などでの演奏にかかる留意点などを記したものとなつていて、前半と後半の内容は、元禄本のように明確な対応を意識したものではなく、ゆるやかにつながつたものとみるとがができる。

寛永本と元禄本の記された時期を考慮すると、寛永本ではゆるやかな対応であったものが、元禄本にいたって、「次第」としての体裁を整えたものへと整理されるという過程が想定できよう。

この寛永本『笙譜』の記述により、元禄本のみでは確定しがたかったいくつかの法会が明らかになつた。そして寛永本の記事からは、法会で音楽演奏を担つた僧は、職衆として法会に加わつていた者であるとともに、法会が行われる中で座を移動して「管絃者」として演奏を行つていたことも示された。

本稿では、天野山金剛寺に所蔵される楽譜をもとに、そこでの法会と音楽との関連の一端について述べたが、本稿での考察が、金剛寺のみならず、寺院法会と音楽との関わりを考

注

(1) 勉誠出版、第一期二巻（二〇一七年）、第二期三巻（二〇一八年）。

(2) 中原香苗「第三巻『儀礼・音楽』概要（付説）金剛寺の法会儀礼と音楽」（『天野山金剛寺善本叢刊』第一期第三巻『儀礼・音楽』勉誠出版、二〇一八年所収）および、各資料解題参照。論述の都合上、本稿はこれらと重なる部分が多い。なお、中原「金剛寺聖教中の音楽資料について」（『真言密教寺院に伝わる典籍の学際的調査・研究—金剛寺本を中心にして』）科学的研究費基盤研究（B）研究成果報告書（平成22年度、二〇一一年）も参照。

(3) いずれも『天野山金剛寺善本叢刊』第二期第三巻に所収されている。

(4) 赤塚祐道「学頭の書写活動から見た金剛寺教学の変遷」（『真言密教寺院に伝わる典籍の学際的調査・研究—金剛寺本を中心にして』）科学研究費基盤研究（B）研究成果中間報告書（平成20年度）、二〇〇九年。

(5) 本文の引用は、前掲注2書により、私に改めた部分がある。鉤点などは省略した。〈〉内は割注を表し、判読不能字は（）に入れて示した。以下、同様。

(6) 本文中に「平調」との記述はないが、平調に属する楽曲が列挙されている。

(7) 黄鐘調の21「鳥急」も同じ曲名だが、この法会では壱越調の曲があげられているため、壱越調の「鳥急」と判断した。

- (8) 「加殿」は「賀殿」と同じ。
- (9) 楽譜収載曲と「樂次第」に見える曲では、例えば、『笙譜』8倍脛と「樂次第」は8倍脛など、表記が異なっていても同じ曲を表していると判断した。また、『笙譜』盤渉調13蘇合急、黃鐘調20蘇合急の「蘇合」は、「蘇合香」という樂曲の略称である。「樂次第」B20C13に見える「蘇香急」も同じ曲のことを示している。
- (10) 引用に際しては、通行の字体を用い、句読点を付し、適宜改行するなどした。
- (11) 前掲注4参照。
- (12) (13) 図1参照。
- (13) 親本での「登」の字形が翻訳できなかつたため、このような字が書かれたと思われる。
- (14) 元禄五年（一六九二）十一月「錦部郡之内本多隱岐守領分寺社帳写」（河内長野市史）第七卷、一九八〇年。
- (15) 修正会、御影供などの法会では、法会の作法のどの部分で奏樂がするかを把握する必要があつたため、演奏曲が省略なく載せられていると思われる。
- (16) 具体的な作法は不明。
- (17) 前掲注2参照。なお、金剛寺には、正徳四年（一七一四）、宝曆十年（一七六〇）、同十三年、享和元年（一八〇一）～文化四年（一八〇七）の修正会請定状、宝曆十四年（一七六四）、享和元年（一八〇一）～三年、文化一年（一八〇五）～四年の御影供請定状が残されている。
- (18) 前掲注2「第三卷『儀礼・音楽』概要（付説）金剛寺の法会儀礼と音楽」参照。金剛寺蔵「請定」（一九一一～一九一五）など。

付記

貴重な資料の閲覧、及び調査と研究を許可くださいました金剛寺座主・堀智真師に心よりお礼申し上げます。本稿は、JSPS科研究費JP22K00355の助成を受けた研究成果の一部である。

（なかはら・かなえ
神戸学院大学講師）